

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

目的

全国的に特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、本市においても同様に増加している。また、学校教育法施行令22条の3に該当する児童生徒も地元公立小中学校への進学が多くなっている。

このような状況の中、特別な支援を必要とする未就学児を受け入れるための情報収集や就学に対して保護者が抱いている不安を払拭するための相談体制の構築等、教育委員会だけでなく、関係部署・関係機関との横断的で緊密な連携により、安全で安心して過ごすことができる環境づくり、そして就学前から学齢期、そして社会参加に至るまでの切れ目ない支援体制の構築を目指すものである。

成果

教育委員会に「早期支援コーディネーター」2名を配置し、そのコーディネーターを中心に保育所・こども園・幼稚園や母子保健担当部署、障害福祉他担当課、那賀圏域障害児・自立支援協議会等、多くの関係部署や関係機関と連携して情報提供や情報共有できる体制が確立され、適正かつスムーズな就学に繋げることが出来た。

しかし、義務教育修了後の進路における自立・就労・社会参加等については関与する部署が限られていること、またマンパワー不足によるフォローが十分行えないことなどにより、把握できていないことが多く、今後の課題である。

事業内容

- 就学や進学にあたって、本県の個別の教育支援計画である「つなぎ愛シート」を中心とした保護者との面談の形も確立され切れ目ない支援体制ができつつある。また、この「つなぎ愛シート」を経年的に活用し、小学校から中学校への引継ぎ等もスムーズに行えている。また、義務教育修了後、高等学校や特別支援学校高等部へのつなぎ愛シートを活用した支援体制の確立を進めているところである。
- 早期支援コーディネーターは、保育所・こども園・幼稚園等での対象となる未就学児の状況把握、また保護者の就学に関する相談等、適正でスムーズな就学が行えるようしている。
- 保育所・こども園・幼稚園・小学校において、保護者に特別支援教育についての説明や普及啓発を行っている。

